



厚生労働省福島労働局発表
平成23年4月4日

地震関連第36報

担
当

福島労働局総務部企画室
課長 馬場 一郎
課長補佐 室井 正広
電話 024-529-5389

～ ハローワークからのお知らせ ～

休業票の作成について

東北地方太平洋沖地震及び原発事故の影響により、勤務していた事業所が廃止又は一時休止となり、休業（賃金又は休業手当の支給が受けられない場合）を余儀なくされた場合は、事業主から「休業票」の交付を受け、最寄りのハローワークに申請し雇用保険の失業給付（基本手当）を受けることができます。（但し、雇用保険に加入していた期間が6ヶ月以上必要です。）

なお、事業主が被災したことなどにより、事業主と連絡がとれないため事業主を通じて交付を受けることが出来ない場合は、最寄りのハローワークに「休業票」の交付を申請することができます。

詳細については別紙のとおりです。

ハローワークからのお知らせ

～ 休業票の作成について～

勤めている事業所が震災を受けたことにより休止・廃止し、従業員の皆さん(雇用保険の被保険者で6ヶ月以上の加入期間が必要です。)が休業を余儀なくされて賃金の支払いを受けられなくなったときは、事業主から「休業票」の交付を受け、最寄りのハローワークに申請して雇用保険の失業給付(基本手当)を受給することができます。

事業所が被災したことなどにより事業主と連絡がとれないため、事業主を通じて交付を受けることができない場合は……

最寄りのハローワークに「休業票」の交付を申請することができます
(この場合は次の書類等をご持参願います)

ご持参いただくもの

- 1 雇用保険被保険者であることの確認資料(次のいずれか)
 - ・ 運転免許証
 - ・ 住民基本台帳カード(写真付き)
 - ・ 本人の氏名・住所・年齢が確認できる官公署発行の書類(写真付き)
- 2 賃金額を確定するための資料(次のいずれか)
 - ・ 給与明細票
 - ・ 徴税機関等又は本人が所持する源泉徴収票
 - ・ 社会保険機関の証明する標準報酬月額
 - ・ 給与振り込みの場合(預金通帳の給与振込額又は銀行による通帳記載事項の証明書)

➡ 上記1、2の資料の持参が不可能な場合については、「申立書」による取り扱いとなり、賃金等についても推定のうえの確認作業となりますので、お時間がかかることとなります。

ハローワークでは、休業票等の即日交付に努めていますが、窓口の状況により一旦お預かりしたうえで後日交付させていただく場合もありますので、ご了承ください。



福島労働局・公共職業安定所(ハローワーク)